

傍聴 審議会など

■総合教育会議

時 4月10日(金)・21日(火)

午後2時30分

場 田無庁舎3階

内 教育に関する「大綱」の策定

定 各6人

◆企画政策課 田

(☎042-460-9800)

■青少年問題協議会

時 4月13日(月)午前10時～正午

場 田無庁舎2階

内 会議運営

定 5人

◆子育て支援課 田

(☎042-460-9841)

■子ども子育て審議会

時 4月16日(木)

午前9時15分～11時15分

場 田無庁舎5階

内 利用者負担ほか

定 8人

◆子育て支援課 田

(☎042-460-9841)

〈お詫びと訂正〉

市報3月15日号3面「市民協働推進センターの開館時間・休館日の変更」の記事において、休館日に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。

(正)4月1日からの休館日：日曜日

介護報酬の改定など

～介護保険サービス利用時の費用負担が変わります～

4月1日から、3年に1度の介護報酬の改定があり、全体で2.27%引き下げられます。これにより、多くの介護保険サービスで自己負担の額が抑えられることとなります。

また、介護保険制度の改正に伴うサービスの費用負担の主な変更点とし

て、(1)一定所得者以上の利用負担の見直し(2割負担) (2)高額介護サービス費の限度額の見直し (3)施設サービスなどの食費と居住費などの負担限度額(特定入所者介護サービス費)の認定要件の見直し、が挙げられ、これらは8月1日から実施します。

(1)一定所得者(次の全てに該当)以上の方…2割負担(8月1日から)

①本人の合計所得金額が160万円以上

②同一世帯の65歳以上の人(第1号被保険者)の「年金収入+そのほかの合計所得金額」の合計が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除・人的控除などの控除をする前の所得金額

※1割または2割が記載された「負担割合証」を7月末頃に要介護・要支援の方に送付します。申請は不要です。

(2)高額介護サービス費の区分に、「現役並み所得者」を新設(8月1日から)

Table with 3 columns: 区分, 世帯の限度額, 個人の限度額. Rows include 生活保護の受給者, 世帯全員が住民税非課税, 住民税課税世帯の方.

※1…同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身世帯で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上 ※給付を受けるためには申請が必要です。対象と思われる方には市からご案内します。

(3)施設サービスなどを利用したときに、所得が低い方に対して食費と居住費などの軽減をする、「負担限度額認定証」の認定要件の変更(次の全てに該当する方)(8月1日から)

①生活保護受給者の方または世帯全員が住民税非課税の方(区分:第1～3段階)

②同一世帯かどうかを問わず、配偶者が住民税課税者でない方

③預貯金の金額が、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の方

※給付を受けるためには申請が必要です。各要件の詳細は、お問い合わせください。

◆高齢者支援課 田(☎042-438-4030)

「市長への手紙」を受け付けています

「市長への手紙」は、皆さんから市長に対し、市政に関するご意見・ご要望などをいただき、よりよいまちづくりへ反映させていくためのものです。

□受付方法

①郵送…〒188-8666市役所秘書広報課「市長への手紙」係

②ご意見箱…田無庁舎(2階)・保谷庁舎の入り口に、専用の用紙とともに設置

③ファクス…FAX 042-460-7511

④Eメール…市HPから

⑤持参…秘書広報課広報広聴係(田無庁舎3階)へ

※回答を希望する場合は、住所・氏名、Eメールの場合はEメールアドレスも正確に記入してください。

※お寄せいただいたご意見などは、個人が特定できないよう編集したうえで、要旨を市HPなどで公開させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆秘書広報課 田(☎042-460-9804)

平成27年度 浄化槽の法定検査の実施機関を指定

浄化槽法第7条第1項および第11条第1項に定める、浄化槽の水質に関する法定検査を実施する東京都指定検査機関を、下記のとおり指定しました。4月1日より都内全域で検査業務を開始します。

□検査機関

(公財)東京都環境公社 多摩分室(〒190-0022東京都立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階多摩環境事務所内・☎042-595-7982・FAX 042-595-7983 ※4月1日開設)

※検査手数料は変更なし

※3月31日までの指定検査機関は、(一社)東京都水環境システム協会でしたが、4月1日以降実施予定の検査を既に同協会に申し込んでいる場合も、(公財)東京都環境公社が検査を実施しますので、改めて申し込む必要はありません。

◆法定検査を受けましょう

浄化槽法では、浄化槽を所有している方は「水質に関する検査」を受けなければならないとされています。

浄化槽法に基づくこの法定検査では、浄化槽を使い始めて3カ月経過してから5カ月以内に行う「設置後等の水質検査」(7条検査)と、その後毎年1回定期的に行う「定期検査」(11条検査)があります。

良好な水環境を守るための重要な検査で、浄化槽が適正に維持管理され、浄化槽からの放流水が河川などを汚していないかを確認するものです。受検していない方は、この機会に受検してください。

田 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

(☎03-5388-3583)

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

行政手続制度の改正

平成26年6月に公布された行政手続法の一部を改正する法律により、行政指導に関する規定を中心に、行政手続法の一部改正がなされました。そのため、本市の行政手続制度についても法の規定を参考にしつつ、4月1日から制度改正を行います。

◆行政手続制度とは

行政機関が守るべきルールを定めた制度です。主に、①許認可・免許などの申請に対する処分の手続き ②許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりする不利益処分の手続き ③「行政指導」の手続き ④「届出」の手続き、について定めています。

□主な改正点

国民(市民)の権利利益の保護の充実のために、手続きを整備しました。

●権限を行使し得る旨を示して行政指導をする際に、その相手方に対して、当該権限を行使する根拠を示さなければならなくなりました。

●法令の要件に適合しない行政指導(その根拠となる規定が、法律、東京都または本市の条例に置かれているものに限る)を受けたと思う場合に、当該行政指導の中止などを求める手続きができるようになります(図1)。

●国民(市民)が法令違反行為の事実を発見したときに、是正のための処分などがなされていないと思うときは、処分などを求める手続きができるようになります(図2)。

◆総務法規課 田(☎042-460-9811)

図1

行政指導の中止などの求め

法令・条例の要件に適合しない行政指導を受けたと思うときに、当該行政指導の中止などを求める手続き

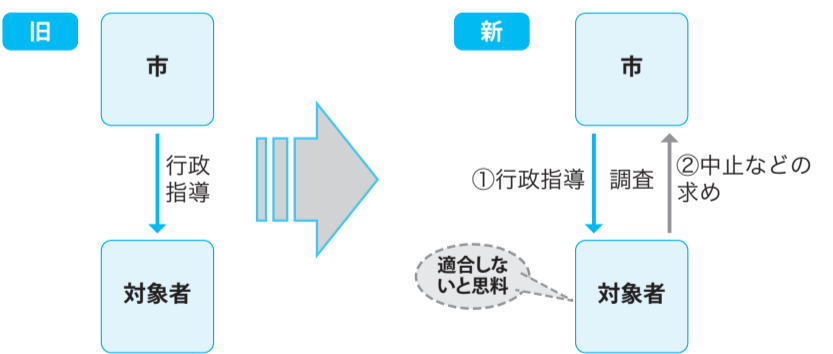


図2

処分などの求め

国民(市民)が法令・条例違反の事実を発見したときに、是正のための処分などがなされていないと思うときは、処分などを求める手続き

